

秋田市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

八田町内会

2 規約に定める目的

本会は、会員相互の親睦と生活環境の改善、秩序の維持、福祉の増進等を図るとともに、良好な地域社会形成に資する事を目的とする。

3 区域

本会の区域は、秋田市太平八田字荒巻、同市太平八田字八田、同市太平八田字藤ノ崎、同市太平八田字才ノ崎および同市太平八田字関口の全域とする。

4 主たる事務所

本会は、事務所を町内会長宅におく。

5 代表者の氏名および住所

鎌 田 満 作

秋田市太平八田字藤ノ崎172番地5

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無ならびに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

9 認可年月日

令和6年3月26日